

不登校児等を対象とした公設民営学校の容認

1 該当法令

- ・学校教育法 第5条

2 現 状

- ・学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

(学校教育法 第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていないので、特色のある学校を、誰でも通える”公立”学校として創り、NPO法人等が運営することができない)

3 構造改革特区における主な各省回答および特区推進室からの再検討要請内容

特区における提案に対する文部科学省の回答	文部科学省回答に対する特区推進室からの再検討要請
<p>学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権利を制度的に保障するために設けられているものであり、公の性質を持つものであるため、その実施主体等について必要な規制を行う必要がある。このため、教育基本法第6条及び学校教育法第2条により学校の設置者を国、地方公共団体及び学校法人に限定するとともに、学校教育法第5条において、公の性質を持つ学校の設置運営の安定性、公共性を担保するため、設置者がその設置する学校を管理することとしている。特に義務教育段階においては、義務教育を確実に履行するため、市町村に対して公立小中学校の設置義務を課し、国としても義務教育費国庫負担制度等の様々な行財政措置を講じている。このような趣旨に鑑みれば、公立学校の管理運営を第三者に包括的に委託することは、学校設置者としての責任放棄であり、到底認められるものではない。</p>	<p>提案は、学校事業者による学校は教育目標の設定や、教育課程等の目標への達成責任の義務化を前提に委託されるものであって、学校の設置運営の安定性、公共性を担保できるのではないかと。提案内容について、再度具体的に検討し回答されたい。</p> <p>授業料については、貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内の全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を保障していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。</p>

なお、現行制度においても、地方公共団体が土地や施設等を学校法人に提供し、当該学校法人が学校を設置管理することや、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立することは可能であり、地方自治体と民間団体との協力による学校運営を行うことは可能である。

提案は、地域社会参加型の公設民営の単位制高校を設立したいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。

都道府県知事の学校認可権限の特区长への委任

1 該当法令

- ・ 学校教育法第4条、第34条、第40条、第51条、第51条の9
- ・ 私立学校法第4条、第5条1項、第30条、第31条、第45条

2 現 状

- ・ 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の設置及びこれらを運営する学校法人の設立の認可権者は都道府県知事。
私立大学は文部科学大臣、市町村の設置する高等学校・中等教育学校等は都道府県の教育委員会が認可権者。

3 文部科学省の反対意見及び反論

特区における提案に対する文部科学省の回答	文部科学省の回答に対する反論
地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。」とされているところであり、現行制度上、都道府県の判断により可能である。	特区の特徴に鑑みて、地域の特性にあった学校をつくるため、その認可権限を特区の首長へ委任することを明確にすべきである。これにより特区での責任の所在が明確化される。

私立学校審議会への諮問を要しない市町村独自の学校設置

1 該当法令

- ・ 私立学校法第 8 条

2 現 状

- ・ 私立学校を設置する場合、私立学校法第 8 条の規定により、既存の私立学校関係者が 3/4 を占める私立学校審議会の諮問を通さなければならず、事実上、私立学校の新設において過度の規制となっている。

3 各省の反対意見及び反論

特区における提案に対する文部科学省の回答	文部科学省の回答に対する反論
<p>私学に対する専門性と適正性を確保する観点から、所轄庁の権限行使にあたり私立学校審議会に諮問することは必要である。なお、私立学校審議会の在り方については平成 14 年度中に結論を出すべく現在検討中であり、その検討結果を踏まえ全国的に対応する。</p>	<p>現行の規定では、私立学校関係者が私立学校審議会の委員の大半を占めるため、都市部では新規の学校設立が阻まれている。特区の特徴に鑑みて、現行制度の枠組みを取り払う必要があり、そのためにも私学審議会の諮問を止めることが重要である。地方のニーズに即した学校を柔軟に設置できるようにするべきではないか。</p> <p>私立学校審議会の代りに、利害関係の少ない有識者からなる特区学校審議会を設け、これに審議を委ねる等の代替措置を講ずれば良いのではないか。</p>

学校設置主体の拡大に伴う設置・運営助成のイコールフットイング

1 該当法令

- ・ 私立学校法第59条
- ・ 私立学校振興助成法第2条～第4条、第8条～第11条、第15条

2 現 状

- ・ 学校法人が設置する大学又は高等専門学校の経常的経費、都道府県がその区域内にある小学校、中学校、高校、中等教育学校、盲学校、ろう学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に、経常的経費について補助する場合、その他、学校法人が設置する私立学校の施設・設備の整備に要する経費について、その一部を国が補助している。
- ・ 学校法人に対してのみ助成金が交付されており、学校法人以外は支給対象になっていない。
- ・ 国からの補助金・貸付金の支出は、日本私立学校振興・共催事業団を通じて実施。

3 構造改革特区における主な各省回答および当WGの反論内容

特区における提案に対する文部科学省の回答	文部科学省の回答に対する反論
私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットイングを求めるものであり、特区となることで単に補助起因が嵩上げされたり税の減免がなされるといふ「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。 学校教育法の特例が認められ、学校法人以外の「学校」の設立が認められる場合には、それらの学校も「私立学校」と位置づけられるべきであり、私立学校法における「私立学校の定義」も、学校法人以外の学校を含むものに改正されるならば、当然、私学助成の対象となるべきものとする。